

小特集 皇室典範の改正？ 女性宮家と天皇定年制の提議

はじめに

皇室は近年、男性皇族（男系男子）不足に悩まされている。現代の皇室の在り様はすでに何年も前から議論の対象となり、2005年には、女性・女系天皇、女性宮家創設を視野に入れた皇室典範改正のための有識者会議が行われていた。改正の動きは、翌2006年に秋篠宮紀子妃が第3子を懐妊したことで議論が後退し、悠仁皇子が生まれたことから立ち消えとなったが、決して男性皇族が少ないという現状が打破されたわけではなかった〔→ラーク便り26号～30号【皇室】参照〕。

そこで今期において改めて提案されたのが女性宮家の創設である。皇室の活動には一定数の皇族が必要とされる。女性皇族は一般男性と結婚＝降嫁すれば、皇室典範第12条「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」により、皇族ではなくなる。そこで、皇室典範を改正し、女性皇族が結婚しても引き続き皇族のままとする女性宮家を認めれば、一定の皇族の数を確保できるのではないだろうか。これが、今回の提案の意図であった。また、同時期には天皇定年制も提案された。天皇としての活動を年齢で区切り他の皇族を代理に立てるといふものである。もしこれが認められれば、天皇をサポートする皇族が一定数必要となるため女性宮家創設問題と関係がない話ではない。本小特集では、これら皇室をめぐる2つの提案をめぐって、今期においてどのような展開が見られたか、時系列に沿って整理する。

女性宮家創設の提案

10月23日、秋篠宮夫妻の第一女子である眞子内親王が成人を迎えた。それを受けて、羽毛田信吾宮内庁長官は10月27日の定例記者会見で、「女性皇族の方々が結婚に近い年齢になっている。皇位継承の安定と今後のご活動という意味で課題がある」と発言し、女性宮家創設を視野に入れた皇室典範の見直しを提起した(読売・東京10/28)。

この問題が大きく取り上げられたのは、11月25日に藤村修官房長官が女性宮家創設に触れたことからである。各紙は一斉にこれを報道した。藤村官房長官は、野田佳彦内閣総理大臣が羽毛田宮内庁長官から、現状のままでは「皇室の活動という意味において、緊急性の高い課題がある」と説明を受けたことを明らかにした。これについて藤村官房長官は「安定的な皇位継承を確保する意味では、将来の不安が解消されているわけではない」という認識を示したうえで、女性宮家創設について、喫緊に変更する問題ではないとしながらも「国民各層の議論を十分に踏まえながら、今後検討していく必要がある」と述べた(朝日・東京・夕11/25、毎日・東京・夕11/25ほか)。

現在の皇室は、天皇陛下を含めて皇族22名で構成される。そのうち男性皇族は7人。皇太子、秋篠宮、悠仁皇子以外はいずれも60代以上である。また、女性皇族15人のうち、将来皇族を離れる可能性のある未婚の皇族は8人いる。宮家は皇統の継承権を持つ男性皇族のみ創設でき、天皇の活動を助ける役割がある。現在の宮家は秋篠宮、常陸宮、三笠宮、桂宮、高円宮の5家だが、もし女性宮家が創設されるならば、それについて回るのは皇位継承問題である。皇室典範では男系男子の皇族のみ皇統を継承できるとしているが、女性宮家の創設は「女系」を創ることにつながる(日経・東京11/26)。なお、女性宮家は歴史上ただ一例のみ存在している。明治14年までであった旧桂宮家の最後の当主、淑子内親王である。ただし、淑子内親王は未婚のまま薨去し、旧桂宮家は後嗣不在で断絶した(毎日・東京11/26)。

このように女性宮家創設の提案は多くの問題も抱え込み、賛否が割れる課題ともなるだけに、藤村官房長官は「慌てて議論しない」ことを強調している。また、安定した政権運営を目論む政府はこの問題について、国会議員間の意見が割れると予想される「皇位継承の改正」とは切り離して検討することも考えているという(東京・東京・夕11/25、読売・東京11/26、産経・東京11/26、毎日・東京12/18ほか)。

天皇定年制の提案

11月30日、秋篠宮は46歳の誕生日を迎えた。同日、先立って22日に行われた記者会見で、天皇の定年制について触れたことが明らかになった。質問は被災地支援など多岐にわたったが、今後の皇室の在り方についての質問には「皇室を維持していくためには、一定の数は当然必要」と語った。また、天皇の公務の定年制が必要かどうかという質問に対しては、「定年制というのは、やはり必要になってくると思います」と答えた。ただし、それは「一つの考え」としたうえで、「ある年齢で区切るのかも含めて議論しなければならない」と慎重な議論を求めた(朝日・東京11/30、読売・東京11/30)。

秋篠宮の発言の背景には、被災地訪問など近年における天皇陛下の公務激増と11月の18日間の入院があるとされる。2年前に宮内庁は公務の負担軽減策をまとめたが、2011年の公務日数は271日と過去6年間で最多だった。また、今上天皇と昭和天皇の74歳時点での公務

の量を比較すると、都内・地方への訪問は2.3倍、赴任大使への拝謁は4.6倍に増えているという現状がある（朝日・東京 12/3）。しかし、現在の皇室典範では「終身天皇」の考えに基づき「天皇の公務」に関する詳細な規定はない（毎日・東京 11/30、東京・東京 12/2）。

皇室典範改正検討をめぐる動き

12月1日、野田総理が記者会見で、女性宮家について「緊急性の高い課題だと認識している」と羽田宮内庁長官と同様の考えを示した。そして、「どういう形で議論していくのか検討している」と、現在今後の議論の枠組み作りをしていることを明らかにした。すでに11月から女性宮家創設を視野に入れた非公式の勉強会が始まっていることも説明され、ここでは、①女性宮家の範囲を天皇の子や孫までとするか、②女性皇族の夫や子も皇族に含めるのか、について議論がなされているという。①については、現状では皇太子夫妻の長女愛子内親王、秋篠宮夫妻の長女眞子内親王、次女佳子内親王の3名が該当する（朝日・東京 12/2、日経・東京 12/2ほか）。

女性宮家創設への対案も出ている。安倍元総理は男系維持のために、元皇族の男性の皇籍復帰を検討すべきと主張する。歴史を鑑みて、皇籍離脱をした皇族が復帰し天皇となった例を紹介する報道もある（SANKEI EXPRESS 12/10）。しかし、皇籍離脱が決まった1947年からすでに65年近く経っており、政府内では慎重な意見が多い（産経・東京 12/2）。また、旧皇族の家系の男性と女性皇族を婚姻させて男系を維持しようという意見もあるが、当事者の意思や尊厳などを考慮すれば困難が予想される（日経・東京 12/11）。現に、『週刊新潮』が行った旧宮家・旧皇族への取材によれば、女性皇族と結婚する（させられる）可能性が浮上したことに、旧皇族関係者は大きく困惑しているという（週刊新潮 12/15号）。

識者の間でも意見は分かれる。旧皇族・竹田宮恒徳王の孫で、明治天皇の玄孫にあたる慶応義塾大学の竹田恒泰講師は、女性宮家に断固反対し、「そもそも5年ほど前は女性皇族はそれほど公務を行っていない」と、女性皇族を降嫁後も皇族として存続させる意義について疑問を呈する。一方で、京都産業大学の所功教授は、女性宮家に以前から賛成しており「そもそも男系・女系という議論は明治以降のこと」と、男性女性・男系女系の別なく、皇統を継ぐことこそ重視すべきと説く（週刊現代 12/17号）。

一般紙による意識調査も行われている。『AERA』がインターネットアンケートを行った結果、男性83人・女性109人、計192人から回答があった。「女性宮家の創設は？」との質問には、創設賛成45%、創設反対29%、その他・わからない26%。「女系天皇・女性天皇を認める？」との質問には、両方認める52%、女系は認める13%、どちらも認めない17%、その他・わからない18%。また、「皇室の将来は？」という質問には、不安50%、不安ではない34%、わからない16%だった。（AERA 12/12号）。

『産経新聞』がインターネットアンケート（eアンケート）を行った結果、男性3,300人、女性2,646人、計5,946人の回答があった。「女性宮家の創設に賛成か」との質問には、賛成36%、反対64%。「旧皇族の皇籍復帰も検討すべきか」との質問には、検討すべき54%、すべきでない46%。「皇室典範改正を急ぐべきか」との質問には、両者とも50%で票が割れた（産経・東京 12/16）。

検討の枠組み決定へ

12月14日、藤村官房長官は女性宮家についての検討を「年明けからスタートしたい」と表明した(読売・東京 12/15ほか)。22日には、2012年2月より有識者へのヒアリングが行われ、それから1年間かけて本格的に議論していくことがわかった。一方、すでに2005年の有識者会議で論点の整理などが済んでいることから、審議会や有識者会議といった新たな組織の設置は見送られることになった(読売・東京 12/23、産経・東京 12/23)。また、22日の記者会見で羽田宮内庁長官は「現実はその地位にいる方々(女性皇族)の活動や条件について、皇族の方々に心配な点をうかがう」と、皇族の意見も取り入れていくことを示唆した(朝日・東京 12/23)。

政界にも動きが出てきた。民主党の「皇統の伝統・文化を守る議員連盟」は14日、約5年ぶりに勉強会を開いた。勉強会には男系継承を維持する立場の議員を中心に約20人が参加。今後、宮内庁からのヒアリングを進めていく方針を決めた(朝日・東京 12/15、毎日・東京 12/15)。15日には、自民党の谷垣禎一総裁が「国民の衆知を集めるような落ち着いた取り組みをする必要がある」と、広く意見を集めて慎重に対応すべきとの意見を述べた(毎日・東京 12/16)。

おわりに

今期の動きをまとめると、「議題の提案」と「検討のための検討」であったといえよう。まだまだ皇室典範改正をめぐる動きは始まったばかりである。2005年の議論同様に皇室典範改正に反対する動きも予想でき[→ラク便り29号19頁、30号17頁参照]、今後議論が右往左往することも考えられる。ただ、以前先送りにしたものを再開する以上、結果がどうなろうと結論を出していくことに待ったなしの感が強い。

2005年の有識者会議では、女性天皇を容認する場合「男女平等」を根拠にしないという見解を示している[→ラク便り27号20頁参照]。しかし、「男女平等なんだから」(舛添要一新党改革代表)と、男女平等を根拠に女性天皇・女性宮家に賛同する政治家もいる(SANKEI EXPRESS 12/10)。「世俗の論理」や「戦後の理念」をどのように皇統に導入するのか、あるいはしないのか。今後の展開が待たれる。

[文責：齋藤知明]